

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

令和7年10月20日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、羽生市建設工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐義務における同条第3項に規定する常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼働していない工事が次に掲げる期間にあるときは、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

(1) 契約の締結後において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日を含む。）も常駐を要しない期間とする。）

(3) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(4) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場での製作を含む工事であって、当該製作のみが行われている期間

2 前項に規定するもののほか、1件あたりの当初請負代金額が200万円以下の工事及び単価契約による工事については、現場代理人の現場への常駐を要しないものとする。

(常駐を緩和する工事)

第3条 次のいずれかに該当する工事については、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難なものではないとして、常駐を要する期間においても常駐を緩和することができる。

(1) 主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置する必要のない工事（建設業法（以下「法」という。）第26条

第3項に該当しない工事)

ただし、第2号又は第3号により監理技術者等の兼務が認められた工事と兼務する工事は、第2号又は第3号の工事とみなす。

(2) 主任技術者を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領（令和4年11月1日施行）第3条第1項から第3項の要件により主任技術者の兼務が認められた工事

(3) 監理技術者等を専任で配置しなければならない工事（法第26条第3項に該当する工事）であるが、羽生市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領第3条第4項又は羽生市発注工事における専任特例監理技術者等の配置に係る試行要領（令和8年4月1日施行）第5条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事

(4) 法第26条の5に基づき、営業所技術者等と監理技術者等との兼務が認められた工事

（現場代理人の兼務）

第4条 常駐規定の緩和に伴い、他の工事の現場代理人との兼務が可能となるが、現場代理人が兼務できる場合は、次の各号を全て満たす場合とする。ただし、第3条第2号及び第3号については、同一の監理技術者等が兼務している工事において兼務する場合に限る。なお、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でないとは判断する場合は、兼務できないものとする。

(1) 兼務できる工事の数は、現場代理人として配置される工事のほか、監理技術者等又は建設業法施行規則第17条の2第1項第3号で規定する監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）として配置される工事の件数を含めて2件までとする。ただし、第3条第1号の工事の現場代理人が以下の工事の役職として配置される場合は、3件までとする。

ア 第3条第1号に示す工事の現場代理人

イ 第3条第1号に示す工事の監理技術者等

ウ 第3条第3号に示す連絡員

(2) 前号の場合において、第2条に規定する常駐を要しない期間にある工事は、兼務することができる工事の件数に含まないものとする。

(3) 第3条第1号で規定する工事にあつては、工事現場が羽生市内又は隣接市内であることとする。

(4) 他の工事の発注者が羽生市以外である場合は、羽生市発注の工事の現場代理人と兼務することについて、承諾が得られているものとする。

(5) 現場代理人は同一工事の連絡員を兼務することができるが、現場代理人と監理技術者等が兼務している場合は兼務できないものとする。

(6) 現場代理人が監理技術者等と兼務する場合は、国土交通省不動産・建設経済局建設業課「監理技術者制度マニュアル」に基づくものとする。

(兼務を認める工事の管理)

第5条 第3条に規定する工事において、前条に掲げる条件を満たすほか、工事の管理にあたっては、次のいずれも満たすものとする。

(1) 発注者との連絡体制が確保されていること

(2) いずれかの工事に常駐していること

(3) 既に配置している工事の発注者から兼務の承諾を得ていること

(4) 必要に応じて代行者を配置し、安全管理及び現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める対象工事の明示)

第6条 兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は指名通知(以下「入札公告等」という。)にその旨を記載し、明示するものとする。

2 前項の場合において、第4条に規定する条件を満たしている工事で、入札公告等に兼務の適用が記載されていない場合には、現場代理人の常駐義務緩和に関する照会兼回答書(様式第1号)(以下「照会兼回答書」という。)による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続)

第7条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、現場代理人の兼務届（様式第2号）に他の工事が兼務可能であることを確認できる書類（入札公告等又は照会兼回答書）を添付して、各工事の発注者に提出しなければならない。この場合において、発注者が羽生市以外の者である場合は、受注者は羽生市以外の発注者に対し、照会兼回答書を提出し、兼務を認める回答を受けたものとする。

（施工管理に関する取扱い）

第8条 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層の配慮をしなければならない。

（適用除外）

第9条 次の各号のいずれかに該当する工事は、本要領の適用除外とする。

- （1） 羽生市建設工事低入札価格取扱要綱（平成28年告示第37号）第2条第2号の低入札価格調査を経て契約を締結した工事
- （2） 羽生市建設工事共同企業体取扱要綱（平成31年告示甲第19号）において規定する共同企業体により施工する工事
- （3） 法第26条第3項第2号に該当する工事
- （4） 特記仕様書等に兼務対象工事としないと明示がある工事

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則（令和4年10月19日市長決裁）

この要領は、令和4年11月1日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う工事から適用する。

附 則（令和5年3月16日市長決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同年1月1日から適用する。

附 則（令和7年3月31日市長決裁）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同年2月1日から適用する。

附 則（令和7年10月20日市長決裁）

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

現場代理人の常駐義務緩和に関する照会兼回答書

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
現場代理人氏名	

この工事は、現場代理人の兼務を認める工事であるか伺います。

年 月 日

受注者 住所
氏名

この工事の現場代理人については、

兼務を認めます。 (ただし、事前に兼務工事の内容及び連絡先を報告してください。)

兼務を認めません。

(理由：)

年 月 日

発注者

様式第2号（第7条関係）

現場代理人の兼務届

発注者 宛て

工 事 名	
工 事 場 所	
現場代理人氏名	
現場代理人連絡先	(緊急時)
	(上記以外)

上記工事の現場代理人は、下記の工事の現場代理人を兼務します。
 なお、着任の上は、現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第5条の規定を遵守し、適切な業務を行うことを誓約します。

年 月 日

受注者 住所

氏名

記

兼務する工事名	
工 事 場 所	
工 期	
監 督 員	(所属)
	(氏名・連絡先)

兼務する工事名	
工 事 場 所	
工 期	
監 督 員	(所属)
	(氏名・連絡先)

注) 現場代理人となっている工事について、兼務が可能なものであることを確認できる書類（入札公告等又は現場代理人の常駐規程緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。